
話題提供 2

砺波平野の散村—文化的景観としての苦悩—

のほら だいすけ
野原 大輔

砺波市教育委員会主任。茨城大学人文学部を卒業後、婦中町教育委員会、福井県埋蔵文化財調査センターを経て、現職。考古学分野の文化財行政に携わり、城跡を通じた文化資源の啓発活動や、砺波を再発見するための冊子「砺波ライフスタイルブック」の作成に取り組むなど、文化的景観の保全と継承に関しても活発に活動している。



砺波市教育委員会の野原といいます。よろしくお願いします。私の話は、砺波にある散村の話です。「文化的景観としての苦悩」ということで、私は普段、陽気な話しかしないのですが、今日はネガティブな話をしたいと思っております。砺波平野はこういう現状にあるという話を、この後のパネルディスカッションの素材になればと思っております。それでは、よろしくお願いいたしますと思います。

1. 屋敷林の役割

砺波の散村なのですが、その散村を形作る一つの構成要素として孤立荘宅、屋敷といったものがあります。しっかり残っているところは最近少ないのですが、中心に母屋があって、その周りに屋敷林があります。この中でも屋敷林というのが一つの特徴だと思います。都会の人が来ると、「屋敷林は防風林ですか」と言われるのですが、防風林だけではなく、いろいろな役割があります。この屋敷林のことを砺波では「カイニョ」といいます。独特な表現だと思うのですが、カイニョ倶楽部という団体もあるくらいで、屋敷林のことを通常われわれは「カイニョ」といいます。「カイニョ」と名前の付いた市の施設もあるくらいで、こういう言葉が根づいています。

この「カイニョ」の役割なのですが、防風林だけではなくて、いろいろな役割があります。防風防雪、建築材が大きいと思います。砺波平野というのは扇状地の上にあります、山手の方から木材を切り出してくるのが大変です。ですから、自分の屋敷の中で建築材を入手するのです。あとはスンバ、燃料といったものや、暑さ・

寒さを和らげるような役割です。そして食料。柿、栗といった果樹を植えて食料にします。いろいろな複合的な役割がこの屋敷林にはありまして、今見直されるところではないかと思います。

カイニョに関して砺波地方の言葉が一つあります。何かといいますと、「高は売ってもカイニョは売るな」という言葉です。高というのは土地のことです。「土地は売ってもカイニョだけは売るな」という話です。そのぐらいカイニョは大事だという言葉が今も伝わるような土地柄です。

2. 今日の結論

さて、今日の本題なのですけれども、結論を最初にいいます。何かといいますと、文化的景観の代表格ともいべき砺波平野の散村、これは誰もが認めるところではないかと思います。保存状態が良好で全国的に知名度が高いことから、砺波市は景観法に基づき景観行政団体に移行し、景観計画や条例を策定、制定いたしました。

ここからがネガティブなところなのですが、その反面、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定への取り組みは事実上頓挫しているということで、全くその部分が進んでいないのです。景観法に関するところは進んでいるのですけれども、文化財的のところは全く進んでいない。相反するのが今の砺波市だということです。

私は文化的景観の担当に今まで一回もなったことがないのですけれども、恐らく文化的景観の担当になった人間や、今も景観に関わる行政の人間が話すと、こんなことは話さないと思います。それで、「砺波市の景観行政の未来は」ということで、今後どうなっていくのかということについて、この後のパネルディスカッションでヒントを頂ければと思っております。

3. 砺波平野の散村

砺波市の位置は氷見と五箇山のちょうど中間地点にあります(スライド1)。人口約5万人の小さな町です。砺波平野全体を見渡すと、こういう形です。東側に呉羽丘陵がありまして、西側に平野一帯が広がっています。この平野一帯に散村景観が広がっているのですが、ここに庄川という大きな川がありまして、これが形成した扇状地の上に散村が形成されていることになっております。

この散村景観を遠景で見ると、こういう形で黒い粒々が見えるということなのですが、ここに夢の平スキー場というのがありまして、そこから見ると、このゴマ粒がより一層際立って非常にいい景色になります。

それでは、砺波平野の散村を知っていただくために写真を何枚かご紹介したいと思います。田植えの直前の状態ですかね。5月ごろに子どもたちが通学する様子です。こういった家がアズマダチというタイプの家で、砺波平野の象徴的な家です。

これは春先ですかね。3月ごろですか。「春を待ちわびて」という写真ですね。非常

にいい景色だと思います。

田植え直後ぐらいの夕焼けです。先ほど言いました夢の平の展望台からこういう景色が見られるのですが、ここ何年くらいでしょうか、恐らく10年前くらいにこの景色を見に来る人はほとんどいなかったと思うのです。ただ、ここ数年ものすごく増えています。ちょっと前まで写真を撮りに行っても、本当にマニアみたいな人しかいなかったのです。最近行くと、普通の方から、手持ちのカメラの方から、三脚を持った人から、たくさんいらっしゃって、そこで商売ができるのではないかとにかくたくさんいらっしゃっています。ですから、今日は晴れていて、夕日がきれいに見えそうな日があると、多分人がいっぱいいるだろうなという感じに今はなっています。

冬はこんな感じですね。もうちょっとしたら、こういう景色が見られるのではないかなと思います。

さて、砺波平野の散村を簡単にご紹介したいと思います。先ほど言いましたように、庄川扇状地に点在する集落形態であり、もともとは奈良時代に東大寺の荘園が設置されるなど、古代から穀倉地帯として知られているところです。起源は古代条里制という説もあるのですが、今の一般的な説によると、中世の末ごろに形成され始めて、江戸時代に加賀藩の政策で平野全体に展開していったというのが一般的な見方になっています。

散村の一つの特徴は大きさです。散村地帯は220km²あり、非常に大きいです。農家の数は今のところ7000戸という数字になっております。その景観の構成要素としては、まず伝統的家屋です。先ほど紹介したアズマダチ、あとはマエナガレというタイプの家があり、付属屋には灰納屋・多門といったものがあります。あとは庭園です。石垣、ハドリといいます。先ほど紹介したカイニヨ。水田、用水といったもので構成されているのが特徴です。

国内に散村はいろいろあるのですが、これだけよく残っているのは砺波平野が唯一ではないかといわれます。いわば絶滅危惧種的な存在になっているのではないかと思います。

全国でこれだけの散村地帯があるのですが、この中でも出雲平野や讃岐平野、大井川扇状地などにもいろいろありますけれども、砺波平野はよく残っている方ではないかなと思います（スライド2）。

私はたまにヘリコプターに乗る機会がありまして、よく写真を撮っているのですが、2年前に撮った写真がこんな感じですよ（スライド3）。今でも十分散村が残っています。地上に下りてみると、高速道路があったり、大型ショッピングモールがあったり、散村はだいぶ崩れつつあるのではないかといわれるのですが、2年前に撮った写真でも十分散村は残っているのがわかります。

砺波平野の一つの特徴は、扇状地の上に水田が広がっていて、昭和36年ごろから圃場整備を始めるのですが、富山県内で最初に圃場整備をやって、一番最初に終

わったところです。要は、圃場整備して、田んぼの形が激変したのです。大型化しているのですけれども、家の配置は変えなかったのです。ですから、散村の景観が残っています。

この散村というのは米作りに特化したものです。それが散村景観として残っていて、文化というか、生活のベースというのは米作りに根づいているような状態です。

先ほど荘園の話をしました。それからさらにさかのぼって弥生時代の砺波平野に下老子笹川遺跡というのがあります。そこから炭化米が出ています。少なくとも弥生時代から砺波平野で米作りが始まっています。

墾田永年私財法という法律を皆さんは聞いたことがあると思うのですけれども、743年にその法律が公布されたことにより、奈良時代に自由に土地の開拓ができるようになりました。それでうまくやったのが利波臣志留志という人物で、東大寺の大仏を造るために3000 碩とか5000 碩の米を寄進しています。今で言うと、180~300t ぐらいを奈良の都に送っているのです。その寄進量というのは全国1位です。

墾田永年私財法が公布されて間もない時期に、これだけの量を寄進できるということは、非常に大きな開発能力があったのではないかと考えております。こういうベースがあって、中世に般若野荘園という荘園ができたり、いろいろ開発があったのですけれども、今の現在の穀倉地帯につながってきているのではないかと思います。

先ほど紹介しました孤立荘宅のモデルである東側を向いた家、アズマダチがありまして、周りに屋敷林があって、灰納屋があって、スongoシワという生け垣があります(スライド4)。周りには水路が張り巡らされていて、池などもあるというパターンです。このパターンが東に向いています。屋敷があって、屋敷林があって、周りに水田、用水路があります。水田というのは砺波平野の場合、家の周りにあります。家が密集しないというのは、家を中心にして周りに水田を配するからこそ、そういう形態が生まれていったわけです。

言うならば水稻耕作特化型居住形態といえるのではないかと思います。これは先ほど言いましたように、建築材を得たり、果樹を得たり、燃料を得たり、そこで田んぼをしたり、この中で完結しているのです。ですから、江戸時代には循環型ライフスタイルがこの中で出来上がってしまっていると言っても過言ではないのではないかと思います。

これは近世初頭の絵図です。この絵図を見ると、これは砺波平野なのですが、ここに庄川とあります。先ほど航空写真で見た川ですけれども、これを見ると庄川が幾筋にも分かれています。ですから、近世初頭には庄川というのはここに一本化されていないことがこの絵図から分かると思います。

中世末からの散村の成立の仕方を簡単に模式図で表したいと思います(スライド5)。中世末には散村の原形となるようなものが平野の中にありました。これが家屋の部分で、周りに水田があります。家屋があって、水田という形があって、庄川が平野の中

に幾筋も分水していた状態です。

江戸時代になり、加賀藩が寛永年間に松川除堤防という大堤防を築きました。この堤防は現在も生きているのですが、この堤防を 30～40 年かけて造りました。造ったことによって、庄川がこちらに固定化されます。一本化されてしまって、平野の中のそれぞれの河川が廢河川になりました。

それによって、平野の内部は用水路が幾筋も張り巡らされ、開拓できる状態になりました。そして、江戸時代の 260 年を通して家々が入植して行って、どんどん家と水田のセットが増えて行って、最終的にどうなったかという、皆さんご存じの散村の形になっていったわけです。

これは昭和 45 年の社会科の教科書に載っている写真で、現在とは若干異なるのですが、これだけの姿が残っていたら間違いなく文化的景観が世界遺産になったのではないかと思います（スライド 6）。

江戸時代を通して水稻耕作を特化したことにより、加賀藩 125 万石のうち砺波郡は 25 万石も収穫高があったわけです。越中国の一つの郡なのに、能登国に匹敵する量の石高がありました。水稻耕作に特化した結果だと思っています。

ただし、江戸時代から現代までに、生活様式は非常に変化してしまっていて、散村の持つ本来的な機能は幾つか喪失されているとは思っています。しかも、現代でも良い面は多分にあるのではないかと思います。

例えば自然の宝庫であったり、家と家が離れていることによってプライバシーが守られている状態にあると思います。

また、豪壮な家屋です。富山県の家というのは敷地面積が日本一。その中でも砺波市の家は富山県の中でも 1 位です。ですから、砺波の家は日本一大きいのです。この家に住むぜいたくさというのはあると思います。

砺波平野の家というのは広間型といわれ、広間にはワクノウチ造りという非常に強固な梁組みがあります（スライド 7）。大黒柱の 1.5～3 倍ぐらいの太い梁を使って、こういうワクノウチという組み方をしているのですけれども、ここは恐らく地震が来てもなかなか壊れない非常に耐震性に優れた家ではないかなと思います。

伝統的家屋です（スライド 8）。マエナガレやアズマダチといったタイプの家々は砺波平野の象徴的な存在として非常にシンボリックな役割を果たしていると思われます。

暑さ・寒さを和らげる効果があります。近代住宅よりも屋敷林を持つ住宅の方が気温の変化が非常に少ないというデータもあり、良い面もたくさんあります。

歴史的・文化的な価値が、言わずとも示せるのではないかと思います（スライド 9）。

散村は何とんでも砺波市の代名詞みたいなものになっていて、砺波らしい景観としての価値があるのではないかと思います。

4. 重要文化的景観の選定制度

この辺で砺波平野の散村の紹介を終わりにして、今度は重要文化的景観という仕組みの話をもっと簡単にしたいと思います。先ほど言われましたように文化財保護法が2004年に改正されて、文化的景観というカテゴリーが加わりました。その中でも一番最上位ランクのものが重要文化的景観です。文化的景観の中で特に重要なものを選ぶわけですが、選定の条件があるのです。

紙資料の4ページを見てください。「重要文化的景観の選定について」というページです。

その中で1. 重要文化的景観について、(1) 選定の条件、重文景観というのは地方公共団体からの申し出によって国が選定するのです。他の文化財と違います。その選定の条件が幾つかあるのです。景観行政団体へ移行しなければいけない。景観計画を策定しなければいけない。景観計画区域の決定、都市計画による景観地区の決定、こういったものをしなければいけません。文化的景観に関する保存調査をしなければいけない。文化的景観保存計画の策定をしなければいけない。景観法に基づく条例の制定をして、所有者等の同意を経て申し出に至るということになっています。

この中で、もう既に書いてありますが、砺波市はどうかと調べたところ、選定の条件の中の行政団体への移行は平成24年に終わっています。景観計画の策定は26年に終わっています。景観計画区域も終わっています。ただし、都市計画による景観地区の決定はどうかというと、「？」なのです。景観に関する保存調査は21年に終わっていて、保存計画の策定はまだやっていません。景観法に基づく条例は去年できていますので、この中で本当にできていないのは、保存計画の策定と所有者等の同意だけなのです。ですから、重文景観を申し出るには、すぐそこまで来ているというわけです。

重文景観に指定されると、何がいいことがあるかということで、メリット・デメリットが書いてあります。まずメリットですが、固定資産税の減免、屋敷や家屋、敷地に対する減免措置です。あとは調査整備事業、普及啓発等に関する経費の補助があります。ただし、デメリットもあり、現状変更の際に文化庁長官に届け出が必要となってくるのがネックになります。

現在までのところ約50件が重文景観に選定されていて、そのリストが5ページに載っています。これは文化庁のホームページから取ってきたものです。砺波市は「ザ・文化的景観」と言われながら、ライバルたちはとっくに文化的景観になっているのです。

文化的景観が文化財保護法に組み入れられる直前に文化庁が調査しています。ご存じかどうか分かりませんが、「日本の文化的景観—農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書—」というものが出ています。この中で重要な地域が幾つかのカテゴリーごとに挙げられていて、その中でも詳細調査が行われた八つの地域があるのです。幾つもある中で、八つの地域の中の一つに選ばれているのが砺波の散

村なのです。ですから、文化庁がこの制度を作る前段階から、「砺波平野の散村は重文景観になりますよね」という認識でいたということなのです。それなのに、制度ができて11年たっても、いまだになっていない。なぜかということです。

5. 景観行政のあゆみ

ここから今日の本題になっていきます。景観行政のあゆみということで、流れを簡単に説明したいと思います（スライド 10）。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと三つの時期に分けました。Ⅰ期の以前は、砺波散村地域研究所というものができたり、「景観形成ガイドライン」ができたりしています。

実際に景観法が成立したり、文化的景観が追加された2004年以降の動きを見てみますと、2006年にとなみ散居村ミュージアムというものができています。それから、もう一個大きいのは、市教委が2006年から文化的景観の保全活用調査を実施しています。これは3カ年調査しまして、非常に立派な報告書を作っております。私はあまり関わっていないのですけれども、報告書を作っていて、国の補助をもらいながらやっています。

2004年に制度ができて、2005年に文化庁から各都道府県に「こういう制度ができました」ということで研修をいろいろやっているのです。その研修が終わった2週間後、2005年8月に都道府県向けに文化庁が説明会をしているのです。その2週間後に文化庁の調査官が砺波に来ているのです。2006年から調査が始まっていて、非常にスタートダッシュは見事なのです。どこの市町村よりも早く調査を始めています。3カ年やっています、しかも市民懇話会という市民を巻き込んだ懇話会まで作って、先進地の視察などもして、この調査活用に生かしているということで、非常にスタートダッシュが良かったのですけれども、ここでちょっとつまづいたことがあるのです。

なぜかといいますと、ここまでは教育委員会サイドでずっとやってきたのですが、よかれと思って2009年、市長部局に景観まちづくり班というものを作ってしまったのです。景観まちづくり班は大変よくて、そこに教育委員会の人間も入れればよかったです。これは完全に市長部局だからということで切り離してしまったのです。

2012年に景観行政団体へいよいよ移行して、普及啓発のために「景観百選」というものを設けて非常に盛り上がってきました。ただし、同じ2012年、これはすごく大きなことなのですが、条例を作ったのです。条例を作って、市議会に提出しようとしたのですけれども、提案が流れたのです。これはすごく大きなことです。ということで、その後、景観まちづくり条例ができます。

最初に結論を述べておいてよかったです。他にも話したいことがありましたけれども、この景観行政のあゆみだけ話せばいいかなということで、終わりにしたいと思います。あとはディスカッションの方でやりたいと思います。ありがとうございました。

（拍手）

スライド一覧



スライド1



スライド2



スライド3



スライド4



スライド5



スライド6



スライド7



伝統的家屋

象徴的存在

スライド8



スライド9

3 景観行政のあゆみ

教育委員会 ↓ 市長部局

- Ⅰ期以前 (～2003年)
 - 砺波散居村地域研究所(1982)、景観形成ガイドライン(1990)
- Ⅰ期 (2004～2008年)
 - 景観法成立、文化財保護法に文化的景観が追加(2004)
 - 県がとなみ散居村ミュージアム建設(2006)
 - 市教委が文化的景観の保全活用調査を実施(2006～2008)
 - 先進地視察(近江八幡など)、市民懇話会の設置(2006)
- Ⅱ期 (2009～2012年)
 - 市長部局(都市整備課)に「景観まちづくり班」設置(2009)
 - 市内全21地区で景観計画の説明会(2011)
 - 景観フェスティバル「散居村を住み継ぐ」に500名超参加(2011)
 - 景観行政団体へ移行(2012)、景観百選の選定(2012)
 - 条例が市議の反対で市議会への提案が流れる(2012) ⇨ P6
- Ⅲ期 (2013年～)
 - 景観まちづくり条例の議決・施行(2014)
 - 景観まちづくり計画の告示(2014)

スライド10